

## 島根県報

平成28年5月10日 (火) **号外 第 107 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	. L
	7/7
<b>—</b>	/K
<b>—</b>	<b>7</b>

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

( " ) 3

告示

## 島根県告示第361号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

\- <u>}</u>	£112 A				道	路	の	区	域	<b>笠歩ナッルナ</b>		
	直路の 重 類	路	線	名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方 機関の名称		考
県 道	佐田八神線		緽	出雲市佐田町反邊字タ ズノミ236番4地先から		前	メートル 10.24~ 20.82	メートル 168.95		道路改良工事		
	坦	LT: H			同字樋/元235番2地先 まで	後	19. 98~ 30. 02	168. 95		拡幅		

## 島根県告示第362号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
県 道	宮内掛合線	雲南市掛合町入間734番1地先から同 742番4地先まで	メートル 240.00	平成28年 5月10日	雲南県土整備 事務所		
II.	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1676番2地先から同 町須佐534番7地先まで	632. 50	平成28年 5月10日	出雲県土整備 事務所		